

兵庫医科大学ささやま医療センター登録医取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、地域医療連携を円滑に推進するため、地域の医師が兵庫医科大学ささやま医療センター（以下「センター」という。）の登録医としてセンターが行う診療及び行事等に参加する場合の取扱いについて定める。

(応募資格)

- 2 登録医の応募資格は、原則として医師免許取得後3年以上を経過した者とする。

(参加内容等)

- 3 登録医は、次の項目について参加・利用することができる。
 - (1) 紹介患者等の外来及び入院カルテ等の閲覧
 - (2) 登録医の意見を尊重した治療や入退院管理の実施
 - (3) 症例検討会・抄読会・研究会等
 - (4) 図書室の利用
 - (5) 名札（ICカード）
 - (6) センターホームページ(登録医療機関のホームページのリンク)
 - (7) その他病院長が認めたもの

(登録医の申請)

- 4 登録医を希望する者は、所定の申請書に、医師免許証（写）を添えて、病院長に申請する。

(登録の認定)

- 5 登録医として申請があったとき、病院長は、センター部長会議の議を経てこれを認定する。

(地域連携登録医証の発行)

- 6 センターは、認定した医療機関に対し、地域連携登録医証（以下「登録医証」という。）を発行する。

(登録医の登録内容の変更)

- 7 登録医は、登録内容に変更が生じたときは、登録医変更届を速やかにセンターに提出しなければならない。

(登録医の辞退)

- 8 登録医は、辞退しようとするときは、登録医辞退届を速やかにセンターに提出するとともに、登録医証を返却しなければならない。

(登録医の取消)

- 9 登録医が次の項目に該当した場合は、直ちに登録医を取り消す。
 - (1) 登録医として、活動を著しく欠くと判断したとき。
 - (2) センターの諸規則に違反したとき。
 - (3) センターに多大の損害を与えたとき。
 - (4) センターで知り得た秘密及び個人情報を漏洩したとき。
 - (5) その他、(1)～(4)に準ずる行為があったとき。

(損害賠償)

10 登録医が故意又は重大なる過失で、センターに損害を与えた場合は、損害賠償の責を負う。

(雑則)

11 この取扱要領に定めのない事項については、病院長が決定する。

(事務)

12 この取扱要領に関する事務は、地域連携・総合相談室において行う。

附則

この取扱要領は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。